

住民基本台帳閲覧状況

令和5年10月から令和6年3月までの住民基本台帳の閲覧状況を、住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項の規定に基づき、下記のとおり公表します（平成18年11月から営利目的の閲覧は禁止され、公益的なもので市区町村長が相当と認めた場合のみ閲覧が可能です）。

閲覧日	閲覧申出者	委託者	利用目的・閲覧対象
令和5年 10月17日	一般社団法人 新情報センター	内閣府政策統括官 高齢社会対策担当	「高齢者の住宅と生活環境に関する調査」の対象者抽出のため、瀬高町上庄188番地以降に住む65歳以上(昭和33年10月1日以前に生まれた男女)20件